

## 令和 8 年度高知市小動物死骸収集運搬業務 仕様書

この仕様書において、「甲」は高知市、「乙」は受託者とする。

### 1 目的

この仕様書は、高知市環境業務課の業務時間外における小動物の死骸の収集運搬及び高知市清掃工場への運搬業務を委託するにあたり、受託者の業務内容について定めるものである。

なお、高知市清掃工場への運搬は同工場の搬入ごみの受け入れ日、受け入れ時間帯とする。

### 2 委託業務名

令和 8 年度高知市小動物死骸収集運搬業務

### 3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 4 作業日と作業時間

月曜日～金曜日 午後 4 時 45 分から午後 9 時まで

土曜日・日曜日・祝日 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

ただし、上記対応については、高知市コールセンター等から午後 8 時までに連絡があった場合とする。

### 5 対象地域

高知市全域の国道・県道・市道等及び個人の敷地（個人の敷地においては、地権者又は管理者立会いのもと収集を行うものとする。）等。ただし、収集困難な場所を除く。

### 6 委託業務内容

甲が指示する小動物の死骸の速やかな収集・運搬について、小動物死骸収集作業・連絡マニュアルにより行う。

なお、委託業務の遂行にあたっては、収集運搬車両 1 台につき 2 名以上で行なうこと。

また、甲との連絡にはファックス及び電話（携帯電話を含む）を使用すること。

### 7 業務従事者の服装等

委託業務に従事する運転手及び作業員（以下「業務従事者」という。）の服装は作業に応じたものを着用し、常に安全で作業がしやすい服装とすること。また、市民との対応は不快感を与えることのないように十分に留意すること。

## 8 乙の準備する用品

- (1) 収集運搬車両
- (2) 収集作業に関する被服及び用具（作業着、作業靴、ゴム手袋、ヘルメット、反射ベスト、スコップ、ごみ袋、作業表示板等）
- (3) その他、必要と認められるもの（小動物の死骸を保管する保冷库等）

## 9 安全作業等の実施

乙は、委託業務の実施にあたっては、安全作業・安全運行に努め、労働災害及び交通事故防止の徹底を図るとともに、特に以下の事項に留意すること。

- (1) 乙は、委託業務に従事する運転手の運転免許の資格に関し管理を行なうこと。
- (2) 業務従事者は、当日の健康状態を自己診断し、作業に支障があると思われる者は管理者（乙の事業責任者）に申し出をし、その指示に従うこと。
- (3) 乙は、業務従事者に対しアルコールチェックを必ず行い、飲酒運転等の撲滅を図ること。
- (4) 始業前には、ストレッチ体操等を行い、体調管理に努めること。
- (5) 作業員は、指差し呼称等を行ない、収集現場の安全、特に運転手からの死角となる場所の安全を十分に確認することにより、運転手との連携を十分に図ること。
- (6) 収集運搬車両については、以下のとおりとすること。
  - ア 車両は、始業前点検を行なうとともに、業務に必要な装備品の点検も併せて行い、不足があった場合は速やかに補充すること。
  - イ 車両には輪留めを常備し、坂道駐車して運転席を離れる場合は、短時間であってもサイドブレーキと併せ輪留めの実施を必ず行なうこと。
- (7) 乙は、業務従事者に対し、常に労働安全の指導と意識の向上を図り、労働災害防止を徹底して行なうとともに、新任時及び年1回以上の労働災害防止研修を行なうこと。
- (8) 乙は、業務従事者に対し、常に安全運転の指導と意識の向上を図り、交通事故防止を徹底して行なうとともに、新任時及び年2回以上の安全運転研修を行なうこと。

## 10 清潔の保持

- (1) 収集運搬車両は常に清潔を保ち、車内等に業務上必要としない物及び運転の妨げとなる物は積載しないこと。
- (2) 小動物の死骸があった場所については可能な範囲で清掃すること。

## 11 提出書類

乙は次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
  - ア 業務実施計画書には、業務従事者の氏名、連絡先及びその連絡体制並びに収集運搬車両の規格、車検有効期間、自動車損害賠償責任保険期間及び任意保険期間を記載すること。
  - イ 業務実施計画書には、収集運搬車両に係る次の書類の写しを添付すること。

(7) 車検証及び自動車検査証記録事項

(イ) 自動車損害賠償責任保険証明書

(ウ) 任意保険証書

ウ 業務実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更したものを提出すること。

(2) 業務完了報告書（小動物死骸収集月報）

乙は、月毎に、業務完了報告書に収集内容等のわかる写真を添付して、甲に業務の完了を報告しなければならない。

業務完了報告書の作成及び写真撮影は次のとおりとする。

ア 業務完了報告書には、収集日時、場所、業務従事者の氏名、小動物の種類、回収の有無及び受託者への連絡発信元等を記載すること。

イ 添付する写真は、小動物死骸収集作業・連絡マニュアルに基づき撮影すること。

(3) 研修等実施報告書

乙は、前記9(7)の労働災害防止研修及び(8)の安全運転研修の実施後は、速やかに研修等実施報告書を提出すること。

12 小動物死骸の適切な管理

(1) 収集した小動物死骸の管理については、清掃工場への搬入までの間の腐敗・異臭等に十分に留意のうえ清潔の保持に努め、適切に保管すること。

(2) 特にペットと思われる小動物については、特徴等を記録しておくこと。

13 委託料の支払等について

契約は、小動物死骸収集運搬につき、回収した場合は1回分の回収の単価契約とし、同一の収集場所において2体以上の小動物を回収した場合においても1回の回収分と見なすものとする。現場に到着したうえで回収できなかった場合は未回収として取り扱い、未回収分の単価契約とする。回収した場合は回収分の契約単価に回収回数及び消費税率を乗じて得た額を支払い、未回収であった場合は未回収分の契約単価に未回収回数及び消費税率を乗じて得た額を支払うものとする。

なお、契約額にかかる消費税については、10%を乗じて得た額とする。

期間中の小動物死骸収集運搬業務の予定回数は回収分が430回、未回収分が50回とする。ただし、当該件数は支払を確約するものではない。